

1. 自主事業について

事業者は、豊橋公園の魅力向上等に資することを目的として、事業者の独立採算により自主事業を行うことができる。

新たに公園施設を設置する場合は、今後豊橋市都市公園条例に定める設置管理許可使用料を市に支払うものとする。

2. 民間活力を活かした施設に求める機能

レストラン・カフェ、こども向け遊戯施設（有料も可）など、施設整備面・運営面を含めて、豊橋公園の魅力向上に資する積極的な提案を求める。なお、施設規模は建築面積 500 m²までとする。

3. 自主事業の種類と事業者が本市へ支払う費用のイメージ

施設・場所		主な自主事業	費用	備考
屋内	① 多目的屋内施設 (運営権設定)	飲食・物販業務 広告誘致業務 イベント開催	なし	運営権を権原に、ホスピタリティの向上に資するサービスの提供を事業者自ら実施又は第三者に委託（事業者が第三者へ賃貸借する場合は本市と賃貸借契約を締結する）
		追加投資		収入の増加は事業者に帰属
	② 上記①を除く本事業の対象施設	飲食・物販業務 広告誘致業務 イベント開催	行政財産目的外使用料	
屋外	③ 事業予定区域内の屋外	【民間活力を活かした施設】の設置・運営	設置管理許可使用料	
		イベント開催	占用料	